**反社会的勢力排除に関する誓約書**

 　　令和　　　年　　　月　　　日

 （宛先）地方独立行政法人市立秋田総合病院理事長

 住　　　　　所

 商号または名称

 代表者職・氏名 ㊞

　私は、下記の事項について誓約します。

　なお、必要な場合には、関係官公署に照会することについて承諾します。

記

１　自己又は自社の役員は、次のいずれにも該当する者ではありません。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下

「暴力団対策法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

 (2) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者（暴力団対策法第２条第６

号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

 (3) 暴力団準構成員（暴力団と関係を有する暴力団員以外の者であって、暴力団の威力を背景

に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団もしくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持もしくは運営に協力し、もしくは関与するものをいう。以下同じ。）

 (4) 暴力団関係企業（暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者が実質的

にその経営に関与している企業、暴力団準構成員もしくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持もしくは運営に積極的に協力しもしくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持もしくは運営に協力している企業をいう。）

 (5) 総会屋等（企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民

生活の安全に脅威を与える者をいう。）

 (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動もしくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利

益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）

 (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い、又は暴力団と資金的な

繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）

 (8) １(1)から(7)に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者

 　 ア　１(1)から(7)に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められるこ

と。

 　 イ　１(1)から(7)に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認めら

れること。

 　 ウ　自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をも

って１(1)から(7)に掲げる者を利用したと認められること。

 　 エ　１(1)から(7)に掲げる者に資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしている

と認められること。

 　 オ　その他１(1)から(7)に掲げる者と役員又は経営に実質的に関与している者が、社会的に

非難されるべき関係にあると認められること。

２　１に掲げるもの（以下「反社会的勢力」という。）を下請契約等の相手方にしません。

３　下請契約等の相手方が反社会的勢力であることを知ったときは、当該下請契約等を解除します。

４　自己又は下請契約等の相手方が反社会的勢力から不当な要求行為を受けた場合は、地方独立行政法人市立秋田総合病院内部統制推進役員に報告し、警察に通報します。